

離婚 に関するおまな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**または**通知カード**の提示が必要となります。
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※2」「**印かん**」が必要になります。
 ※3 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※3	便利な本 ※4
---	----	------------	-------	------------	-----------	---------

住所 戸籍		住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居） ※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！	本人確認書類	市民課 (本庁舎 1 階) 出張所 ※電子証明書の更新は本庁のみ	P28
		前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届	本人確認書類		P28
		姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります	※改めて印鑑登録をする場合は、受付窓口でご相談ください		P32
		姓が変わる方で、マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方)・通知カード・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		P30
		お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※お問い合わせください		P33

保険 年金		国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険証の交付（後日郵送となる場合あり）	変更前の国民健康保険証	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P58
		→70 歳から 74 歳までの方	新しい高齢受給者証の交付（後日郵送となる場合あり）	変更前の高齢受給者証		P58
		前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入・保険証の交付（後日郵送となる場合あり） ※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	P58
		前配偶者の扶養から外れて、国民年金に加入する方 (20 歳以上 60 歳未満の方)	国民年金の種別変更（国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更） ※資格喪失日より 14 日以内 ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください。(出張所では不可)	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 (注)・年金手帳 マイナンバー (注) 国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は 1 通で兼用可		P38
		姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P59
		→世帯主、世帯構成が変わる場合	各種認定証の新規申請 ※新規申請は交付条件があります	世帯主と対象被保険者の マイナンバー		P59
		後期高齢者医療制度に加入している方 (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方)	新しい後期高齢者医療被保険証の交付 (後日郵送となる場合あり)	変更前の後期高齢者医療被保険証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		P70
		年金手帳の氏名変更	以下のいずれかの手続き ・年金手帳の氏名欄にご自分で変更後の氏名を記入 ・年金手帳再交付手続き (厚生年金、共済年金に加入中の方は勤務先へ)	(特になし) ・旧姓の年金手帳 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P38
		年金を受給している方	年金の氏名変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※共済年金の方は共済組合へ		P38
		年金分割を希望される方	年金事務所にご相談ください。 府中年金事務所 府中市府中町 2-12-2 電話 042-361-1011		P38	
	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証などの氏名変更	介護保険証など (お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75	

子ども		0 歳～中学生のお子さんがいる方			子育て支援課 (本庁舎 2 階)	-	
		→児童手当を受給していて、受給者が変わる方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請	・請求者の通帳 ・健康保険証(請求者) ・請求者の マイナンバー ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください		P64	
		→子ども医療費受給者証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方	子ども医療費助成の受給者証の変更・喪失	・子ども医療費受給者証 ・健康保険証 (子) ※同意書や認印が必要な場合があります		P65	
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※お問い合わせください		P68	
		保育園・幼稚園に入園しているお子さんがいる方 保育園の入園希望を申請されている方	住所・氏名変更など	※お問い合わせください		P68	
		ひとり親の制度 (児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか) を申請する方	各制度の相談・申請	※お問い合わせください		P64 P83	
		学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所申請	※お問い合わせください		児童青少年課 (本庁舎 2 階)	P66
		学童クラブに入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※お問い合わせください			P66
		小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請 ※多摩市立小中学校、義務教育学校、都立の中等教育学校の中等部に在学するお子さんがいる方が対象となります。	※お問い合わせください		学校支援課 (第二庁舎 2 階)	P65

障がい		姓が変わる方で障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所・氏名等変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳など ・手帳所持者及び窓口に来られる方の認印	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P76
		姓が変わる方、または世帯の所得に変動が見込まれる方で障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	住所・氏名・利用者負担額等の変更	※お問い合わせください		P81
		障害や難病に関する各種手当・医療費助成を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください		P56 P78
		交通費助成 (ガソリン費・タクシー費) やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください		P76

※2 **マイナンバーに関する本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、本人確認をいたします。つぎの本人確認書類の提示が必要です。1 点で OK のもの [マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書] 2 点必要なもの [健康保険証、年金手帳、介護保険証など]
 ※4 「**便利な本**」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんの暮らしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2019 年版」の頁数を記載しています。

手続きチェックリスト 離婚

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
---	----	-----------	------	--------	-------	------

税・料金		1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
		上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更 (ご契約変更)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)		P48
		税・料金などの口座を変更する方	市税の 口座振替の手続き	・預金通帳・通帳の届出印 基本的に取扱金融機関で対応 市税、国保税については ・キャッシュカード ・本人確認書類 があれば 窓口で手続きができます 市税は納税課、国民健康保険税は保険年金課へ		P38 P59 P71
		姓が変わる方で、原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	標識交付証明書の変更手続き	※お問い合わせください		P37
		姓が変わる方で、軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033		課税課 (本庁舎 2 階)	P37
		姓が変わる方で、軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			P37

その他		1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
		市営住宅の入居者	市営住宅の退去手続き	※必ず届出が必要です。受付窓口でご相談ください	都市計画課 (東庁舎 2 階)	P22
		姓や住所が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録変更 (氏名・住所)	(特になし)	コミュニティ・生活課	P50
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	変更届の記入 住所、健康保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証が変更になった場合	変更後の住民票 (1ヶ月以内に作成されたもの) 健康保険証の写し、高齢受給者証の写し、後期高齢者医療被保険者証の写し、マル都医療券		P56
		被爆者健康手帳をお持ちの方で氏名変更がある方	変更届の記入	※お問い合わせください	福祉総務課 (本庁舎 4 階)	-
		健康診断受診票をお持ちの方(被爆 2 世の方)で、氏名変更がある方	変更届の記入	※お問い合わせください		-
		離婚でお悩みの方	「法律相談」「人権・身の上相談」「年金・社会保険・労務相談」	※お問い合わせください	市民相談室 (本庁舎 1 階)	P24



みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ 8 時 30 分～夕方 5 時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

平成 31 年 3 月発行 -02

手続きチェックリスト

離婚される方へ

- 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法 77 条の 2 の届)が必要です。

まずはじめにする手続きは、**離婚届** を 市民課(本庁舎 1 階) または 出張所 へ提出

<p>≪届出できる人≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚の場合 夫と妻 (成年の証人 2 人が必要) ・裁判離婚の場合 申立人 	<p>≪届出に必要なもの≫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 届出人の印かん 2. 本人確認書類 3. 戸籍謄本〔全部事項証明書〕 (本籍地が多摩市でない場合) 4. マイナンバーカード (氏や住所の変更がある場合)
---	---

* 代理人は届出できません
* 裁判離婚の場合は、裁判の謄本および確定証明書が必要です。
* 裁判確定日から 10 日以内に申立人が届出をしてください。
* 外国籍の方が離婚届を提出する場合は、必要となる書類をあらかじめご確認ください。

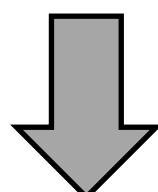
離婚届における本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。つぎの本人確認書類の提示が必要です。

1 点で OK のもの・・・〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書 (H24.4.1 以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕

2 点必要なもの・・・〔健康保険証、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など〕

転入・転出・市内転居の
窓口手続きチェックシートもご確認ください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります